

千代の海後援会会則

(名称)

第1条 本会は、「千代の海後援会」(以下「本会」という)と称し、事務局を黒潮町入野5893番地、黒潮町教育委員会に置く。

(目的)

第2条 本会は、大相撲力士「千代の海」の支援、激励を行うと共に、会員相互の親睦と融和を図りながら、スポーツの振興と地域の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、後援会の運営、及び本会目的達成のために必要な事業を行う。

(会員、会費及び更新)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同し、本条に定める入会手続きを完了した個人、法人をもって構成する。

(1) 入会金及び年会費

| 区分 | 年会費 |
|------|--------------|
| 個人会員 | (1口) 5,000円 |
| 法人会員 | (1口) 10,000円 |

(2) 寄付金

任意とする。

(3) 会員資格の更新

会員は年会費を納入することによって会員資格を更新することができる。

(入会)

第5条 本会への入会は、入会申込書を会長に提出し、4条に定める入会金及び会費を納入すること。

2 暴力団員及びそれらの準構成員、並びに武力で体制を変更しようとする団体に加入している者は、本会に入会することはできないものとする。

(脱会等)

第6条 本会の脱会は、脱会申込書を会長に提出する。

2 本会は、会員が以下の理由に該当すると認めた場合は、当該会員を脱会させることができる。

(1) 本会則に違反したとき。

(2) 本会の会員として品位を損なうと認められる行為があったとき。

3 脱会時における既納の入会金及び年会費、並びに寄付金の返還は行わないものとし、脱会者は本会に対し一切の権利行使について請求することはできないものとする。

(会計)

第7条 本会の活動を円滑に進めるため、専用口座を設ける。

2 本会の経費は、会員の年会費及び寄付金、並びにその他の収入を持って充てる。

3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

4 事業報告は、会報により会員に事業報告及び監査結果を付した会計収支報告を行う。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。なお、必要に応じて顧問・相談役を置くことができる。

| | |
|-------|----|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 2名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 会 計 | 1名 |
| 監 事 | 3名 |

(役員職務)

第9条 本会の役員職務は次のとおりとする。

1 会長は、本会を総括し、役員会を招集することができる。その場合、当該役員会の議長となる。

2 副会長は、会長の職務の執行を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代理する。

3 事務局長は、会務にかかる事務全般について挙握し、会務にあたる。

4 会計は、本会の出納事務を統括する。

5 監事は、会計の出納事務を監査し、その内容を総会において報告する。

(役員選任)

第10条 設立当初の役員選任は、設立準備会において決定し、以後については役員会において決定する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。

2 後任により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第12条 本会は、役員会をもって運営する。

2 役員会は、第8条に規定する役員で組織する。

3 役員会は、必要に応じて開催し、本会の運営に必要な事項について審議する。

4 役員会の議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解散)

第13条 本会は、千代の海が力士を引退し、本会の精算業務が終了したときに解散する。

(残余財産の処理)

第14条 本会が解散した場合の残余財産の処分は、役員会に出席した委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(その他)

第15条 会則に定めのない事項は、役員会においてこれを定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成31年2月14日より施行する。